

君津市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子に関する 意見公募の実施結果

令和6年12月10日から令和7年1月9日まで意見募集を行ったところ、
貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

いただいたご意見の概要とそれに関する市の考え方をとりまとめましたので、
お知らせいたします。

1 意見の件数

意見数 5件（提出者数 1人）

2 提出方法

持参	0件（0人）	郵送	0件（0人）
F a x	0件（0人）	電子メール	0件（0人）
回答フォーム	5件（1人）		

3 意見の概要及び市の考え方

別紙のとおり

別紙 意見の概要及び市の考え方

市の対応区分

対応区分		意見の件数
A	意見をもとに、施策案を修正したもの	0 件
B	意見の考え方が施策案に含まれていたもの	1 件
C	意見を施策案に反映しないもの	0 件
D	その他、施策案に直接関係ないもの等	4 件

	意見の概要	対応区分	市の考え方
1	犯罪被害とは、どういった犯罪を予想しているのか。災害や戦争もはいるのか。	D	本条例における犯罪とは、刑法（明治40年法律第45号）その他の刑罰法規の規定により刑罰を科せられる行為を想定しております。
2	どのようなルートで犯罪被害者を特定するのか。 犯罪被害者が望んだ場合に支援を受けるもので、受けたくない場合には断れるのか。	D	犯罪被害者等への支援については、被害者等から市への申告により実施します。被害に遭われた方の個々の状況に応じた適切な支援を提供してまいります。

	意見の概要	対応 区分	市の考え方
3	犯罪被害者等のプライバシーは守られるのか。他人は情報をすべて知りたいと思うが、被害者は何も知られたくない、そっとしておいてほしい、と思う場合もあると思う。仕事とはいえ情報を他人に知られるということは二次被害になりはしないか。	B	犯罪被害者等への支援の過程において、プライバシーの侵害等の二次的被害や再被害が発生しないよう、十分に配慮する必要があると考えており、下記項目に市の姿勢を示しております。 4 基本理念
4	早期援助団体への支援とは何か。	D	早期援助団体とは、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人であって、千葉県では「公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター」が指定されております。 早期援助団体への支援として、犯罪被害者等支援を効果的に行うため、市が実施する当該支援に関する施策に係る情報の提供などを行う必要があると考えております。

	意見の概要	対応 区分	市の考え方
5	個人や本人の意志に関係なく、自動的に連携団体に情報提供されるものなのか。 それとも情報提供にあたっては、個人や本人に都度許可を取り、誰にされているのかなど細かい配慮があるのか。	D	犯罪被害者等に関する情報の提供については、本人の同意が必要であることから、自動的に連携団体へ提供されるものではありません。 個人情報の取扱いについては、十分に配慮した上で、関係機関等と連携・協力して必要な施策を講じてまいります。